

平成 2 1 年

特別会計決算審査特別委員会記録

平成 2 1 年 9 月 1 4 日

東伊豆町議会

特別会計決算審査特別委員会（第1日目）記録

平成21年9月14日（月）午後1時40分開会

出席委員（6名）

2番	飯田桂司君	3番	村木脩君
7番	西村弘佐君	11番	八代善行君
13番	定居利子君	14番	山田直志君

欠席委員（なし）

その他出席者（なし）

当局出席者（4名）

企画調整課長	田村正幸君	企画調整課長補佐	田中洋一君
水道課長	吉野竹男君	水道課長補佐	向井青一君

議会事務局

書記 中山美穂子君

開会 午後 1時40分

○臨時委員長（西村弘佐君） よろしいでしょうか、定刻になりましたので。

東伊豆町議会委員会条例第9条第2項の規定に基づき、私が臨時委員長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名で、委員定数の半数に達しております。よって、特別会計決算審査特別委員会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

これより委員長選挙を行います。

お諮りいたします。委員長の選挙は指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時委員長（西村弘佐君） 御異議なしと認めます。

お諮りします。指名の方法については、臨時委員長が指名することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時委員長（西村弘佐君） 御異議なしと認めます。

したがって、臨時委員長が指名することに決定しました。

委員長に飯田桂司君を指名します。

ただいま臨時委員長が指名しました飯田桂司君を委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時委員長（西村弘佐君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました飯田桂司君が委員長に当選されました。

ただいま委員長に当選されました飯田桂司君が本委員会に出席しておりますので、本席より告知いたします。

飯田桂司君に委員長就任のごあいさつをお願いいたします。こちらへ。

○委員長（飯田桂司君） 7番、西村さんのほうから指名ということで推選いただきました。

本当に新人で、まだ何もわからない。皆さんの御協力をいただいて、スムーズに議事進行していきたいと思いますので、ひとつよろしく御協力のほどお願いいたします。

では、入ります。

これより副委員長選挙を行います。

お諮りいたします。副委員長の選挙は指名推選にしたいと思いますが、御異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(飯田桂司君) 異議なしと認めます。

お諮りします。指名の方法については、委員長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(飯田桂司君) 14番、山田直志委員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(飯田桂司君) 御異議なしと認めます。

したがって、副委員長に山田直志君を指名します。

ただいま委員長が指名した山田直志君を副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(飯田桂司君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました山田直志君が副委員長に当選されました。

ただいま副委員長に当選されました山田直志君が本委員会に出席しておりますので、本席より告知いたします。

山田直志君に副委員長就任のごあいさつをお願いします。

14番、山田委員。

○副委員長(山田直志君) 副委員長になりましたので、活発な審議を飯田委員長と頑張ります。よろしくをお願いします。

○委員長(飯田桂司君) ただいま出席委員は6名で、委員定数の半数に達しております。よって、特別会計決算審査特別委員会は成立いたしましたので、開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

ここで少しお諮りいたします。時間等の関係がありまして、本当は国保のほうからやっていきたいと思うんですけども、時間の関係で稲取財産区特別会計、それから風力発電事業、もう一つ水道事業会計、3点について審議をしたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時49分

○委員長（飯田桂司君） 休憩を閉じて開きます。

開会前に各課長さんをお願いいたします。

テープの整合性を図るため、それぞれの担当分野の質疑の内容を取りまとめ、事務局まで提出をお願いします。提出については取りまとめを順次行いますので、早目をお願いします。

各委員におかれましては、発言は必ず手を挙げ、委員長の指名のもとに発言をお願いします。

また、議事整理の都合、質問は1回につき3問以内といたします。また、質問箇所のページをお願いします。どうぞ御協力のほどよろしくをお願いします。

次に、本委員会に付託されました議案第59号 平成20年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○13番（定居利子君） 私たちも稲取財産区の管理下に入っていますが、天草は若竹丸だけですか、1そう。今後、高齢化が進む中で若竹丸さんもやめるというようなお話も伺っていますので、今後、掃除というのが1年に1回ということになると、草にあまりよくないということも伺っていますので、町として、漁協との話し合いの中で、今後どのような対策をとられるのか。やはり、この天草というのは稲取では、もう基本的に有名な天草ですので、ぜひ保存をする必要があると思いますので、今後、町と漁協との対策はどのような形でとられていくか。

課長、できればお答えいただきたいと思います。

○企画調整課長（田村正幸君） 確かに1船が現在漁業をしているというようには伺っております。これにつきましては、再三、伊豆漁協稲取支所の議員さん等にもその対策を検討していただきたいということは申し入れはしてございます。と申しますのは、1つには、やはりこの稲取地区が天草というものを観光の目玉の資源としても活用しているという点もござい

ますので、これを絶やすことは好ましくないというところがございますが、長い目で見ていくしかないかなというところで、町としてそれをどのようにとらえていくか、対策をどう講じていくかということよりも、漁協とそれから町と一体で今後対策を講じていただかざるを得ないという現在の状況です。

○13番（定居利子君） 対策もとりつつ、方法が今現在見つからないというか、見当たらないというようなんですけれども、やはり天草を保存をしていくためには、こういった漁協、支所になるわけなんですけれども、町と今後いろいろの協議の中で将来に向けて対策を早急につくっていただいて、やはり天草というものは必ず保存をしていただきたいんです。だから、年に1回、海の中の掃除とか、また、その天草をとらないと次の年にはいいものが出てこないとかという、そういうお話も伺っていますので、ぜひ今後そういういい対策をとっていただけるように、また、保存をしていただきたいなと思います。これは強く要望いたします。

○企画調整課長（田村正幸君） このようなことを申し上げますと、非常に語弊が生じるかと思いますが、ぜひお許しをいただいた中で、私の意見として伺っていただきたいと思うんですが、稲取財産区特別会計の運営につきましては、天草を云々する会計ではございませんので、この件について今後、対策を講じていくということにつきましては、当然私どものほうからも町長に特別委員会からこういう御意見がございました、今後について対策を講じていただきたいですよということは申し入れはしますので、委員の皆さんからも、また、何かの折に町長のほうにもその旨、お話をしていただければというように考えております。

以上です。

○委員長（飯田桂司君） ほかに。

○3番（村木 脩君） 貴重な御意見だったんですけども、やはり天草のそういう対策について売上げの収入をやる会計なんだよ。それが知らない間に何か土地の貸し借りみたいになっちゃったんですけども、その貸し付けなんだけれども、この120万というのが今、観光協会、稲取、またそこと話し合いをするということで、この120万もおいおい減っていくのかなという気はするんですけども、その辺についての見込みと、そして、今度これは決算なんだけれども、その土地の売買、そういった先の見込み、これらについてお聞きしたいなと思います。

○企画調整課長（田村正幸君） 土地の貸し付けにつきましては、御案内のように雛のつるし飾りまつり期間、稲取温泉旅館協同組合さんとの間で天草干し場用地の貸し付けを行っております。年額で120万円という金額でございます。この契約期間がこの10月31日をもちまして、一端3年契約で行っておりますが、切れるに当たりまして、先般、旅館協同組合長さんから

減額の申し入れが財産区管理会に提出をされました。管理会で協議をいたしました。結論はその場では出ませんでした。今後につきましては、漁協と旅館協同組合さんとの間で協議を引き続き行った中で、次年度以降の契約更新に臨むというようになっております。したがって、まだその回答が手元に来ておりませんので、それを待っている段階でございます。

いずれにしても、土地の貸し付けは双方継続するという方針ではございます。いましばらくお待ちいただきたいと思っております。

それから、財産区有財産の売却という点につきましては、過去においては、この財産区の目的を損ねるおそれがあるからというような理由づけで、売却はできませんというようなことのようにでしたが、いろいろ調べ、また、上級機関にも問い合わせをしたところ、当然管理議会、あるいは管理会、そこでの同意を得た後、市町村にあっては都道府県知事が権限を持ちますが、知事に協議をし、それで同意がなされれば売却をすることができるということになりまして、今1点、ハイキャットさんから現在の社屋有地、社屋は町の財産として町が貸し付けをしているんですが、土地につきましては、財産区有地ということで稲取財産区が貸し付けを行っております。ここの払い下げ要望が出ております。これにつきましては、さきの管理会でも御報告し、同意を得られましたので、今後、県知事に協議をし、同意が得られましたならばその売却については進めていきたいというように考えております。今のところは払い下げ規模は1件だということです。

以上です。

○委員長（飯田桂司君） ほかに。

○14番（山田直志君） 前の委員会のときに出たんですけれども、やはり天草の問題で、簡単に1そうしかないから2そうにしろって、なかなかそれはいい手はないんだということになったんですけども、そうすると、これは別の問題は漁協のほうも大きく改革をしたというようなことの中から、やはりとるところについて、いまだに何か漁師のところにはもう稲取の船しかとらせないとか、いろんなやはり縄張りというのか、漁業区域を規制してたりして、そういうことが余計また天草をとったるということについて大きな規制になっているということが一方ではあるのではないかと。

というのは、南伊豆やなんかでも天草をまだとっている人がいっぱいいるわけですよ、それなりに。やはり稲取の人は稲取のところしかとらせないとかという規制が、そこに問題があるのではないかと。

一方で、先ほど来出ているように、天草もとらないことによって質が低下するという問題

もあるんだけど、同時にそういうものが、今度逆に船の運航等にも支障が出てくるよという、どんどんそういうものばかり出てくるという面が出てきて、だからやらないということになっていくと、今度どんどん天草が成長して船の出入りができなくて、今度はその駆除をしなければならないという、今度には逆にお金をいろんな意味でかけなきゃなんない面もあるんじゃないかというふうな考え方があるわけです。そうすると、やはり町内の人がやってくれば一番いい話なんだけど、そうでないとするならば、やはり漁協なんかとそういう規制というのか、今まで漁師さんの中での申し合わせとかいろんなものがあるのかもしれないけれども、天草については、もう少しそのところを緩やかにして、ほかの稲取の人が稲取のところをとるだけじゃなくて、いろいろなところを多少認めるような形をもう少し模索するとかしないと、なかなか厳しいのではないかということを考える必要もあるんじゃないかなと思うんですが、どんなものですか。

○企画調整課長（田村正幸君） その漁業権的なものにつきましては、また、現況を漁協のほうに確認をしておきます。過去にはそういう例えば稲取の漁師さんは黒根までの範囲ですとか、白田方面、城東地区につきましては、トモロあたりですか、あの辺を境に東側だよというような話は聞いたことはありますが、1船になった今でも、まだそういうことなのかなというのは、ちょっと確認してみないと何とも言えません。

実は、先般ですが、テレビで拝見したんですが、三宅島、当然あそこも非常に良質な天草がとれる地域なんですけれども、ここは研究機関が滞在して、そこで人工的に天草を培養して、それをまた海に返すという苗床のような、30センチから50センチぐらいの手法のこういう苗を育てるといいますか、天草を植えて、それをまたしばらく育成したやつを海に放しているそうです。こういう形で、やはり今後、当然海の中の掃除をすとかいろいろあるうかと思うんですが、栽培漁業という面での取り組みもなされていくのではないかなというようにも考えます。

天草が伸びて船の出入りというようなことは、天草も私も余り知識がないんですが、それまで伸びるのかなというのがあって、ちょっとその辺は、また詳しいいろいろな情報は漁協を通じて確認しておきます、申しわけありませんが。

○14番（山田直志君） 天草もなかなか最後の刈り取りを人の手でやっているということがあって、北海道の利尻の昆布やなんかも最後はやはり手ということがあるんだけど、ただ、天草なんかも考えてみれば、別に手でやらなくたって、それ自身もその形で使うわけじゃないんで、そうするともっとよくあるように大きなホースみたいなもので刈り取ってひゅ

一と吸い込んでやるとか、そういうもうちょっと機械化だって考えられるんじゃないか。そうすると、今大変な思いをしてやるけれども、これだけにしかならないよというものが、もう少し近代化をして機械化が図られることによって収穫が上がっていくよということになれば、それにまた取り組まれるという方なんかも出てくるんじゃないか。いかにしたって、やはり僕らは素人だけれども、潜って酸素を送りながら人間の手でかかきやならないという仕事のままじゃ、これ絶対やり手は増えてこないと思うんだけど、やはりもう少しそういう点が機械化をされて、収穫量が確保できる収入としても安定的なものが確保できるという道なんかは、もう少し検討していかないと町民多くの人たちが天草というものに対していろいろ思いがある中で、これをなかなか残していくというのは、今までの形のままじゃ残せないで、やはりその辺は町がよく知恵を出して、知恵のある人たちですからお考えいただいたほうがいいんでしょうね。お願いします。

○企画調整課長（田村正幸君） いずれにいたしましても、天草の関係につきましては、まだまだわからない点が非常に多いものですから、また、折を見て漁協の関係者とも協議をしてみたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（飯田桂司君） 質疑ありますか。

○3番（村木 脩君） 何というのかな、この管理会に僕らも入っているんだけど、後継者をつくろうとか、この議題を漁協へ持って行って青年部なり何なりで、この天草に対して、もしやり手の人がいなくなったら、あとどうするんだと。そういったときに、青年部で刈り取りを行って、その利益を今度は上げようとかそういう話ならいいけれども、ここへ入ってくる地代はともかく漁協が何のために使うんだかわからないけれども、みんな賠償金かなんかのために使っているような話なので、その辺がもう少し天草に関して使う方法で物を考えたほうがいいのか、もうやり手がないからいいよという話なのか。その辺もやはり将来の方向性をもう少し考えたほうがいいのかなという気がする。

○企画調整課長（田村正幸君） 確かにおっしゃるとおりで、なぜかしら去年の9月1日で伊豆漁協に合併をいたしました。非常に厳しい財政運営の条件をつけられております。3カ年はそれぞれの旧組合での単年度で決算を組んで、その毎年度、毎年度連結決算をさらに伊豆漁協として組むと。ただし、その3年間で余り大きな損失を計上いたしますと、今後は支所の存続にも影響するというので、理事さんあたりは非常に躍起になっていることは事実です。この貸付料120万円は漁協の天草干し場ということの保証料的な意味合いで全額が漁協にいつています。それから、天草の収益につきましても、町のほうが20%で、これは協定書

が交わされておりまして、あとの8割は漁協側と。非常に漁協さんがとる量は多く、それをどう役立てているかは余り見えてきません。

そういう面で、今後につきましては、またこれらも含めて漁協側と十分話し合っていく必要があるのかなというようには考えますので、ちょっとまたお時間をいただくということで御理解をいただきたいと思います。

○7番（西村弘佐君） 私が考えていたことは全部、村木委員がおっしゃって、そういう質問をすればよかったんだと実は思っていたんですけども、稲取財産区で陸上にあるところは全部貸し付けているんですか。

それから、もしあれでしたら今は何か話を聞きますと、旅館組合に貸しているところと何か町に貸しているところぐらいしか貸していないような、感覚的に見えるんですけども。それから、これからはあそこら辺を利用して何というんですか、釣り堀のようなものをつくるような計画みたいのはないのでしょうか。

実は、私はこういうことについては稲取財産区の昔から持っている人たちがやるんだというふうに第三者的な見方をしていたから、そう思うわけですけども、質問を受けていますと、将来的にはそういうものも必要かなとこんなふうに思いますので。

○企画調整課長（田村正幸君） 財産区有地として貸し付けを行っている箇所につきましては、ハイキャットさん、あるいはホンダモーターズさん、そのハイキャットさんの手前に個人の部分もございます。合計で4件ほどに貸し付けを行っております。

ただし、稲取旅館協同組合さんに貸し付けをしている天草干し場用地につきましては、漁業施設につきましては、季節的なものでございまして1月から3月いっぱいですか、雛のつるし飾り期間だけでございます。あとはやはり漁業施設として使用しております。

それから、今後、貸付地を活用して釣り堀等の事業をというような御提案でございまして、現時点ではこういった計画は特に持っておりません。今後につきましては、遊休的な土地にそのまま残すという形になれば、何らかのまたお考えが出てこようかと思っておりますので、現時点では特に持っていません。

○11番（八代善行君） 歳入歳出の決算のことなんですけれども、今いろいろ皆さんから話が出ていますけれども、町の文化財の保護保全ということで、大分助成制度があつて二ツ堀の鳳凰の松とか、大川のほうはお寺さんのしだれのフジか、結構いろんなあれのうちもホルトの木ということでいただいているんですけども、そういうことから考えると、やはりこの天草というのは、そういう植物の保護保全とは違うんですけども、もっと生産

に結びついた、やはり昔からの海の畑みたいなものですから、やはり後継者がだんだんいなくなるというのはわかるんですけども、その中で今、漁業者がいる中で年に何回とかそういう助成制度をつくって天草をとりながら掃除というか、そういうことも少し考えてやらないと、町の天草というものが、ましてや漁協が大きくなるにつれてどんどん忘れられるというか、後継者ももっとやりにくくなるような場面が出てくるのではないかと思いますから、少し真剣に何か助成金をつけてもいいから対策を立てたほうがいいんじゃないかなと思います。

○企画調整課長（田村正幸君） 過去には肥料をまいたり、雑草刈りをしたりとかということをやっていたというふうには聞きます。今はそういった情報をちょっとこちらでも入手していないので、また、そういった点も含めまして、今御質問いただいた内容全般を天草の保護保全という観点で漁協とも十分協議をしていきますので、御理解をいただきたいと思います。

○委員長（飯田桂司君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これをもって議案第59号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第59号 平成20年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

以上で議案第59号に対する審議はすべて終了いたしました。

当委員会に付託されました議案に対し、委員長のまとめとして附帯決議をすることがありましたら、委員会の総意として委員長報告書に附帯決議として意見を付したいと思います。意見ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 意見なしと認めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時21分

○委員長（飯田桂司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

次に、風力発電事業特別会計についてを審査いたします。

本委員会に付託されました議案第60号 平成20年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑の対象を歳入全部といたします。

質疑ありませんか。

○14番（山田直志君） 売電収益の関係なんですけれども、大体年間5,000万円前後ぐらいの収益を上げていたんじゃないかなと思っているんですけども、20年度は減額補正を含めてちょっと落ち込んでいるんですけれども、その辺の理由はどういうことでしょうか。ただ、風任せということですか。

○企画調整課長（田村正幸君） 成果説明書の32ページをちょっとおめくりいただきたいと思うんですが、ここに会計上の売電の期間を示す平成20年3月から平成21年2月までが売電の対象の月になります。年間の売電量が396万8,666キロワットアワーということになります。

ここでごらんいただきたいのは、7月、8月、9月の売電量が急激に落ち込んでおります。当然ながら、その年の風量、風力によって左右されることと思われませんが、たまたま7月に一度、たしか故障だったと思います。長期的な点検が必要になった期間がございます。それから、10月には例年定期点検を実施しておりますので、10月も若干少なかった可能性がございます。このように、本来ならば7月、8月、9月——8月は若干無風の時期が多くなりますが、台風の接近等によっては、かえって発電量が増加する時期かと思われま。

そのように、ちょっとここ昨年と一昨年を考えてみますと、非常に無風といいますか、本来なら吹くべき時期に風が余り吹かないということは言えるかと思えます。したがって、18年度に比べて19年度も落ち込んで、19年度に比べて20年度が落ち込んだという結果はございます。

○14番（山田直志君） 成果表のところもそうであれば、やはり毎年そういうものがあるんで、風速の問題、その他のことも、やはりこの時期に何号機が故障しましたよとか、この時期、1日ぐらい定期点検しましたよというのを入れていたほうが、決算で見るときわかりやすいのではないのかなと。売電の数字も何も間違っていないだと思いますけれども、ただ、風力、今回の事故もそうですけれども、毎年のようにやはりそういう事故によってとまることがある。そういうこともやらないと、数字が、稼働率はどうなのというときに、ちょっとわかりにくいのではないかなということは思いました。

○企画調整課長（田村正幸君） お説のとおりと考えます。大変申しわけないですが、21年度の実績からは、そのような状況も踏まえた中で記載をしていきたいと考えますので、御理解をいただきたいと思います。

○委員長（飯田桂司君） それでは、これより質疑に入ります。

何かほかに質問ありますか。

○11番（八代善行君） 今、収入だけね。

○委員長（飯田桂司君） 収入だけ。

○11番（八代善行君） ごめん、ごめん。

○委員長（飯田桂司君） 質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 質疑なしと認めます。

これをもって歳入全部の質疑を終結いたします。

次に、質疑の対象を歳出全部といたします。

質疑ありませんか。

○11番（八代善行君） これ修繕費は172万5,000円とあるんですけども、その主だった内訳をお願いします。

○企画調整課長（田村正幸君） ちょっと休憩をとってください。

○委員長（飯田桂司君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時31分

○委員長（飯田桂司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

○企画調整課長（田村正幸君） 先ほどの修繕料の関係なんですけれども、中の電気系発電設備の中の修繕と思われませんが、今、手元に詳細な内容をお持ちしていませんので、後ほどまた、この件につきましてはお示ししたいと思います。

○3番（村木 脩君） 建物災害の共済基金分担基金、これは何なの。これは風車そのものの本体の話ですか。

○企画調整課長（田村正幸君） 町村有建物災害共済基金分担金につきましては、当初はグレードが木造対象、羽が木造対象としてとらえられていたようなんですけれども、やはり本体部分は非木造部分という中で、昨年20年度で見直しがされました。したがって、これにつきましては、風車本体部分の共済の保険代です。

○3番（村木 脩君） それについては、これは結構、今まで雷なんかでも入っているような内容か。その掛金というのは上がらないのか。

○企画調整課長（田村正幸君） 昨年の見直しで非木造対象という形で大幅に見直しがされましたけれども、今後につきましては、余り大きな変動はないかと思われます。

それから、一度落雷等で発電部分に障害があったことがあったようなんですけれども、そのときにはその保険の対象になったようです。最近は、特に雷等も落雷していませんので、特にはないかと思えます。

○7番（西村弘佐君） 先ほどの修繕料の上のところに光熱水費とあるんですが、普通単純に考えると、ああいうところへつくっちゃったら、あとはこういうものは余りかからないんじゃないかと、こうみえるわけですが、こういうものはどういうことなんです、159万の。

○企画調整課長（田村正幸君） 私も当初、風力発電施設というものを知らなくて、そういうものかなというふうに考えたんですが、これは要するに電気代だそうです。つまり風車を当初動かすためには、それを回転をさせるための電気が最初だけ必要である。回転を始めれば、今度は風の力で回り始めますので、特に必要ない。最初の回転のための電気代というように御理解いただければと思います。

要するに、自分のところで発電はしているんですが、電気事業法の関係でその発電している電気をそのまま直接使用することはできないということになっていますので、あくまでも必要な電気はやはり買って、発電した電気は売却するということです。

○3番（村木 脩君） この決算とはちょっと違うかもわからないけれども、あそこのグラウンドがもう全く風力発電の通行路みたいになっていて、多目的グラウンドがあるわけです。

全くいつも鉄板を引いたり、そこは教育委員会と何か当然、向こうはそういう施設なんだから、そこのところをどういうふうに考えているのか。

○企画調整課長（田村正幸君） 実は、昨年、私が来て、それで以前からもちょっとあのサッカー場のところをどうするかというような協議、検討がされていたようですけども、浅間山、風力発電施設、そして花の咲く丘、町営グラウンド、そしてクロスカントリーコース、それからふれあいの森といったこの一帯をもう一度見直していきましょうよ。これにつきましては、管理課が観光商工課、企画調整課、教育委員会、そして建設産業課、ふれあいの森等で数課にまたがりましたので、これはすべて一堂に会してプロジェクトを編成してやっております。

今の考えでは、風力発電施設、あるいは浅間山方面に向かう道は、本来の道はルネッサさんの前側から位置しているんですけども、あそこからだとマイクロバス等の進入が困難であると。じゃ、どうしようかということでサッカー場の部分を一部通行路に切りかえようという話し合いになっています。もう一度、花の咲く丘も復活し、クロスカントリーコースもクロスカントリーコース以外にも多目的に利用できるような策を講じていきましょうということになっておりますので、現時点でまだぬかるみ的なように使ってはおりますが、今後につきましては、舗装を施して道路として一部端を使うという計画が今持たれています。

○3番（村木 脩君） 当然、教育委員会はもう行政財産なんだから、そこの切りかえもしなきゃいかんだろうし、今の状態でいけばこれの土地をどういうふうに活用していくのか。当然、そこいらも活用する割には花の咲く丘のツツジだってもう生やし放題だし、何も手入れしている様子もないし、だから、そういったところが言われるとすぐこういうふうに行っていくとは言えけれども、もしあそこでマイクロを上げるとなると、また結構、あの切りかえしの場所だって中段のところだって大変だし、あれは上げるにはスイッチバックで上げているんだから、ああいうカーブでいいんだけども。今度は子供を乗せてマイクロが転がったとか、結構大変な工事になってくるのかなという気がするんだけども、この辺についての目的をしっかりとしたつくり方をしていかないと、事故のもとかないという気はするんだけども、どうですか。

○企画調整課長（田村正幸君） 現時点では、大型バスはちょっと回り切れませんので、大量のお客さんを運ぶ場合には、町の29人乗り等を使ってやっています。あそこのサッカー場の部分を通行路として利用したとしても、大型バスはちょっと若干無理かな。しかしながら、将来的には、やはり観光バス等で来るお客さんもかなりございますので、その上の大きなカ

ーブの部分も、まだまだ用地に余裕がありますので、そういった面も見直しをして、来場者に御不便をかけないようにしていきたいとは考えています。

行政財産の関係ですね。当然ながら、行政財産の関係につきましては、面積を減じた中で、これを教育委員会管轄の行政財産から外す必要は当然あるかと思っておりますので、その辺の手続につきましては、また、事業に着手する前にその辺は図っていききたいと考えています。

○14番（山田直志君） 今の話だと、もう現実的に多目的運動場というのはほとんど使えない状況だ。外す、外さないは別にしても、前、駅口のところ階段があったところから分けるとか、それはやはり必要だし、広さが狭くなった場合は料金を下げるのかということもあるけれども、保育園のところからあのやつは昔は自動車が行く道のところがバスが一体通行するという形の道路という形にしていくのが本当に適切かどうか。バスを乗っけようという考え方からいくからそこしかないということなんだけれども、果たしてそこが適切なやり方かどうかというのには、ちょっと問題があるんじゃないか。だったら、別に多目的運動場を極端に言えば行政財産から外すのであれば、バスはあそこへとまってもらって、最後のところぐらいは人間、歩きゃいいわけなんで、何でもかんでも車が、バスが行かなきゃならないということにすると、今度はやはりあの道路を、また大分拡張しなきゃならないとかという非効率の経済的なお金のかかるやり方になるということも、やはり考えないといけないものがあるのではないかというふうにもちょっと話を聞いてて思ったことで、そんなにマイクロバスが来るのかどうかわかんないですけども、という考え方はしてもいいんじゃないかなと思います。

それと、もう1点、僕が聞きたいのは、やはり補修点検料が20年度は2,000万からかかっているじゃないですか。確かに毎年1,500万ぐらいかかっていたりして、ちょっと部品の交換やなんかが多いのかもしれないけれども、2,000万というと本当に半分ぐらい借金を返して、残りのほとんどを保守点検料で毎年1,500万から2,000万ぐらいかかるという点でいうと、非常に修繕に金がかかる部分があるわけで、自動車だったらこんな自動車買わないよという話になるぐらいやはりかかっているんだけれども、この部分では何かもう少し経費を削減できるという方法や内容というのはないんですか。

○企画調整課長（田村正幸君） 先ほどの道路の関係につきましては、会計決算審査と余り該当しないかと思われまますので、その件につきましては、それぞれの考えがあるだろうという中で御理解をいただきたい。また、それは別に協議をさせていただきたいと思っております。

それから、今御質問のありました発電施設の保安全管理委託料につきましては、これは定期

点検とそれから20年度に不具合が生じた中で、急遽事業者を呼んで修繕等の部分を含めて実施はしてきました。実際には、この保安管理委託につきましては、三菱重工長崎造船から人を呼んで定期点検を実施しております。実際の見積額は二千数百万という中で出ているんですけども、そのところは実際の発電額に対して相当な負担が出てきますので、そのところは話し合いで少し減額をしていただいているという状況です。

要は、長崎から来ますので、出張代から何から宿泊代等も含めて人件費、3人ぐらいで来るんですけども、それがこの中に当然、含まれております。毎年、定期点検をやって維持管理に努めているというところなんです。それでも今回、発電装置がちょっとふぐあいを起こして、かなり大きなダメージを受けているという状況はありますけれども、定期点検を実施することによって少しでも寿命を延ばし、安全な発電をできるように心がけているという次第です。

○14番（山田直志君） 例え、やはり自動車でいえば車検やなんかの関連でも買った値段の半分ぐらいのものがかかるみたいな形になるということで、2,000万というやはり幾ら三菱重工の人間が給料が高いにしたって、2人から2.5人分ぐらいの丸々の人件費を負担するような金額だと思うんですけども、だから、その金額も幾ら3人が来て出張して電気代、飛行機代を払ったって、それは100万、200万なら、けたが1けた違うんじゃないかなと思いたくなるわけじゃないですか、2,000万なんていうと。200万だったら年に何回か来て、3人が長崎から来て飛行機代から何か持っていますよと言われれば、200万からそれはかかるかなと思うけれども、2,000万だということになると相当の人件費をそのまま持って行ってやっているのと言いたくなるし、そういうところはもう少しほかのメーカーや機種と比べても、その辺の補修費用、委託料というのは適正なんですか。そういう見方はしたことない。三菱のほかのやつもそうだけれども、ほかの風車のメーカーもやっているところもあるわけじゃないですか、それこそ。本当にみんなこんな金額で保守点検で払っていて、メーカーさんを何か食わしてやっているような形になっているわけだけれども、その辺は何かこの間、町長が言った風力発電の何かのところではそんなに問題になっていないんですか。すごい高いと思うんですよ。

○企画調整課長（田村正幸君） 保安管理というところで、ほとんどは人件費、約1カ月間滞在して3基をすべて点検していきますので、そういった面では高いといえば高い。それぐらい必要であろうということであれば必要であろうと言えるところであります。これがじゃ5基になった、10基になったときに、この掛ける数倍にいくのかということ、どうもそういうこ

とじゃないようです。1基当たり700万円という計算ではないそうです。ですから、その辺で数が少なければ、逆に単価的には高くなるというのはあるようです。

以上です。

ちょっと休憩でいいですか。

○委員長（飯田桂司君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 3時03分

○委員長（飯田桂司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

○11番（八代善行君） この修繕料と災害共済なんだけれども、これは3基、うちの町にあるもので、これは1基ずつ上げてあるのか、それこそ修繕費もこれは細かく言えばどの基にどのくらいかかったのか。それとも全部で、一括で出ていると思うんですけども、その辺がちょっと資料があったらお願いします。

以上です。

○企画調整課長（田村正幸君） 修繕の関係につきましては、1基のみ故障への対応でした。

何号機かはちょっと今資料を持ち合わせていないので、後ほどまたお示ししたいと思います。

それから、調査用の共済の関係につきましては3基、合計で34万7,715円ということになります。非木造対応という形です。

○委員長（飯田桂司君） 砂利の関係いいですか。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 質疑なしと認めます。これをもって議案第60号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第60号 平成20年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算書認定につ

いて採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(飯田桂司君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

以上で議案第60号に対する議案はすべて終了いたしました。

当委員会に付託されました議案に対し、委員会のまとめとして附帯決議を付することがありましたら、委員会の総意として委員長報告書に附帯決議として意見を付したいと思います。意見ありますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(飯田桂司君) 意見なしと認めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時08分

○委員長(飯田桂司君) 休憩を閉じ、再開いたします。

開会前に、各課長さんたちをお願いいたします。

テープの整合性を図るため、それぞれの担当分野の質疑の内容をまとめ、事務局まで提出をお願いします。提出については取りまとめを順次行いますので、早目をお願いします。

発言は必ず手を挙げ、委員長の指名のもとに発言をお願いいたします。

次に、本委員会に付託されました議案第61号 平成20年度東伊豆町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の対象を収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の全般といたします。

質疑ありませんか。

○14番(山田直志君) 全体的に言えば、有収水量等が減少する中で一定の利益を確保したということについては、やはり全体の数値を見てもそうだし、監査後を見ても、やはり内部の経営努力によるところが大きいのかなという感じもしておりますが、その辺について1点

お聞かせさせていただきたいということと、あとこの中で監査委員も指摘されている点なんですが、検針業務の委託問題について調査はしたということで、今後、引き続きということなんでしょう、現状ではその辺についての調査をした結果として、当然メリットもあるのかもしれないし、また、デメリットもある。その両側があって、もう少し検討する必要があるということなのかなというふうに思うんですけども、その辺について、まずお聞かせいただけますか。

○水道課長（吉野竹男君） 監査委員の意見書を見ますと、非常に一定努力があったというようなことなんですが、要は、営業費用についてこんな使用状況ですから、抑制をしなきゃならないという認識は持ってやっているつもりでして、その辺からの工夫と思います。

ただ、動力費については使用料が減っている割には落ちが悪いものですから、この辺、今日の大綱質疑でもちょっと話をさせてもらったんですが、行く行くは施設運転のコストを下げようとはしていかないと、義務的経費でしょうが、その辺も義務的経費だからということじゃなくて、計画的にそういう内容も対応していかなきゃならないのかなというふうには思います。

それから、検針業務のほうですが、料金算定の基礎になります水量の算定の業務を委託しようかという内容なんですが、これは去年ですか、長年やっている検針員さんがたまたま同じ時期に2人一緒にけがをしちゃって、検針ができなくなったよということで、その方々の持っている割合が相当量あったものですからちょっと困りまして、何とか職員で割り振って対応したわけですけども、検針の性質からいって、先にだれかが確保しておいても空きがなければできないということですので、いろいろ難しい面がありまして、民間の委託料だとそういうことがありまして、なら業務委託というふうなことも考えていました。

一回、伊東市が今完全にやっているものですから、何かの会議のときについでに寄って話をさせてもらったら、伊東市のやっているのは検針という料金算定の基礎になるものをやったんだから、料金の算定から何から全部の業務をやってもらったらメリットは大きいですよというような話もあったものですから、この検針業務だけでいいのか、それとも、もっと発展させたほうがいいのか、それには当然、費用の削減というものも伴わなきゃならないものですから、その辺の比較をするために、今後なお検討させてもらおうと、そういう内容になっています。

○14番（山田直志君） そうすると、まず動力コストの問題なんですけれども、白田の浄水場から稲取へ送ったり、熱川へ送ったりするということが基本にあるわけじゃないですか。

稲取のほうへ送ってくるということの関係でいうと、例えば多目的な水源なんかの源泉を3号井を使って動力を使う量を、やはり使う時間なりあれを抑制するとか、もちろん僕らも考えるとそんなことぐらいしかないのかなということもあるし、今回、何か9月の補正関係では、また、熱川系の配水管の問題もあったんだけど、考えられることってそう幾つもないように思うんだけど、その辺はどうなんですか。

○水道課長（吉野竹男君） 基本的には、こういう地形だからしょうがないのかもしれませんが、水は低いところへどうしても流れる。それを高いところまで上げているという地形的な問題があるんですが、今、動力費の削減については、今何カ所あるのかな、ポンプ場が大分あるんですが、それをいかに減らせるかという問題だと思うんです。これは私の私的な考えなんですけど、できれば地区別に水源を持って、ある程度標高の高いところに持って、自然に流してやって、今送っている送水管、配水管、ポンプを含めて給水のある一定の地域のブロック給水というものをやって、災害云々くんぬん、どこかで断水が発生したときには、今送っているのを逆に流してやるようなバイパス的な内容でやっていくのが一番コストがいいのかなと思いますけれども、ただ、今からやりますと、事業費の比較を当然しなきゃならないものですから、理想はそういうことかなと思うんですが、今基本計画をちょうどやってもらっているんですが、なるべくポンプ室を今後廃止できないかなということで、ちょっと検討してくれという話をしているものですから、どういう案が出てきますか。そんなことも今、検討しております。

それから、例えば今、白田の取水場から原水を下流でとって上げているんですが、上水部門の動力費というのは浄水場本体は月二、三十万なんです。それがあそこの揚水をしている、24時間フル稼働でやっているんですが、月100万ぐらいかかっているんです。その辺のものをどういうふうにするか。今は24時間フル稼働というのは、池の容量が足りないものですから、怖さがある24時間フル稼働ということなんですけど、今後やっていく中では取水場にもある程度の余裕を持たせてやることによって、少なくとも深夜については水の流れがとまったときには、ポンプの運転を中止とか停止できるようなことも考えていけばというふうには考えています。考えればいろいろのことが出てくると思うんですが、そういう検討はしていきたいなというふうには考えております。

○14番（山田直志君） 今言ったように取水口のところの問題なんだけれども、あそこを見ると、つい思っちゃうのがいわゆる今、国なんかも言っているような小型の水力発電みたいな形で電気を送っている。あそこのところなんかは物すごい量もあって、独自に買わないで

もという部分も含めて、何か計画的に水量と合わせてあるのかななんてちょっとお話を聞いていて思ったんです。本当にやはりそういうふうにお金がかかっているということであれば、少しでも何とかいろんな手を考える必要があるんだなという感じがしたですけれども。

○水道課長（吉野竹男君） 小型水力、要するに送水管、今、白田の浄水場から2系統まで行く間600ミリというパイプが入っているんですが、当然600ミリというのはほぼ一日じゅう動いているという中で、これは小型水力発電はできないことはないと思います。今後、改修をしていくときには、そういうものも取り入れようかなというような案は持っています。

それから、もう一つは、沈殿池の上が今、何も屋根がないわけですがけれども、紫外線の影響等々もあるものですから、ちょっと事業費がわかりませんが、太陽光発電あたりのパネルで屋根をつくってやるということも一考していくべきかなというふうには思っていますけれども。できるエコ的な発電は、今言ったように浄水場、月20万、30万という話ですと、蓄電池の今開発もできたようですから、補えれば一番いいことじゃないのかというふうに思っていますけれども。

○7番（西村弘佐君） 17ページのところでちょっとお伺いいたします。

19年度と20年度を比べて営業用が約660万ほど減ですが、もしこれが普通そのまま使っていたら、ぴったり値上げ分で増益があったかなというふうに思うんですが、そうすると、これはかなりの営業的には非常に影響があったのかなと思うんです。こういうことについてちょっとどうお考えなっているか聞かせてほしいのと、それから、マンション分譲地等で100万円ほど増えていますね。一般の家庭用では大した金額ではないですが、22万ほど減っている。マンション分譲地等で100万増えているということは、あれですか、永住者が増えたというよりも、マンションの中で多少影響というか、ちょっと自分の権利があるから、おまえ来て泊まってもいいよというようなこういう傾向があるように見受けますので、そういう点で増えたんでしょうか。ここら辺ははっきりはわからないと思いますから、どうぞ感覚で結構でございます。

○水道課長（吉野竹男君） ちょっと質問の趣旨がわからなかったんですが、営業用600万、これが普通に使ったらという意味がちょっとわからないんですが。

○7番（西村弘佐君） 予測されていると思うんですね、課長さんのほうでは。大体1年間にこのくらい使うだろうという予測でいくと、当然売り上げは値上げ分だけ入るわけですね。だけれども、今回減っているということは、かなり営業に影響するのかなとちょっと思ったものですから。

○水道課長（吉野竹男君） 一応は予算を立てるときには、前年度の実績の中で、あとは季節ですとかいろいろなことを考えて、それなりに水量、料金ともに予算は組むわけですが、言われるように営業費用、営業用のこの600万が仮に前年並みに使っただけなら、これは非常にありがたいことであって、これは今、上水道のほうなんです、逆に1枚めくりますと簡易水道が出てくるんですが、簡易水道については営業用で23万1,000円増えているわけです。ということは、やはり観光産業の影響なんだろうなというふうに思います。家庭用で22万、これも結構、うちのサイズにすると大きい数字だと思います。営業用で600万、家庭用で22万、数字だけいくとそうですが、一般の家庭がこれだけ落ちるとということは、やはりそれなりの低迷があるのかなと。

それから、マンション分譲地、これについては、分譲地あたりはできて結構たつものですから、今、本管の改修をやっているようなんですが、漏水もあるのかなという感じはするんですが。それと、最近、住宅の建設が少なくなっているんですが、ここへきて何というんだ、この前あたりでもやっている建物は。昔の木造じゃなくて、今、何とかハウスなんていうのは。あれで結構、今建ち出したものですから、その辺もあるんじゃないかなという感じはするんですけども。

○委員長（飯田桂司君） 質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（飯田桂司君） 質疑なしと認めます。

これをもって収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の全般の質疑を終了いたします。これをもって議案61号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第61号 平成20年度東伊豆町水道事業会計決算についてを採決いたします。本案は原案のとおり認定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

以上で議案第61号に対する議案はすべて終了いたしました。

当委員会に付託されました議案に対し、委員会のまとめとして附帯決議をすることがあり
ましたら、委員会の総意として委員長報告書に附帯決議として意見を付したいと思
います。
意見ありますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(飯田桂司君) 意見なしと認めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時31分

○委員長(飯田桂司君) 休憩を閉じ、再開をいたします。

本日の会議はこの程度にとどめまして、延会といたします。

これについて御異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(飯田桂司君) 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決
しました。

なお、明日は午前9時30分より会議を開きます。

よろしく願いいたします。

延会 午後 3時31分

平成 2 1 年

特別会計決算審査特別委員会記録

平成 2 1 年 9 月 1 5 日

東伊豆町議会

特別会計決算審査特別委員会（第2日目）記録

平成21年9月15日（火）午前9時30分開会

出席委員（6名）

2番	飯田桂司君	3番	村木脩君
7番	西村弘佐君	11番	八代善行君
13番	定居利子君	14番	山田直志君

欠席委員（なし）

その他出席者（なし）

当局出席者（4名）

健康づくり課長	鈴木秀人君	健康づくり課参事	鳥澤勇君
健康づくり課長補佐	鈴木利昌君	健康づくり課長 国民保険係長	石井尚徳君

議会事務局

書記 中山美穂子君

開会 午前 9時30分

○委員長（飯田桂司君） 皆さん、おはようございます。

前日に引き続きまして、55号、56号、57号、58号に対する質疑を行います。

開会前に各課、局長にお願いいたします。

テープとの整合性を図るため、それぞれの担当分野の質疑の内容を取りまとめ、事務局まで提出をお願いします。提出については取りまとめを順次行いますので、早目をお願いします。

各委員におかれましては、発言は必ず手を挙げ、委員長の指名のもとに発言をお願いします。

また、議事整理の都合、質問は1回につき3問以内としたいと思います。また、質問箇所
のページをお願いいたします。どうぞ御協力をお願いいたします。

本委員会に付託されました議案第55号 平成20年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳
出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

まず、質疑の対象を歳入全般といたします。なお、質問の際、決算書の何項かを告げ質問
するようにお願いいたします。

質疑ありませんか。

○3番（村木 脩君） 不納欠損額があるじゃん、国民健康保険の。これは委員会にもかけた
っけか。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） 国保の委員会にはかけておりません。

○3番（村木 脩君） ちょっと内容的にどんな人というか、関係法律的に履行だとかあるん
だろうから、そういう内訳的なものは。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） 20年度の不納欠損の内訳でございますが、地方税法第15条
の7第4項の執行停止後の3年を経過したものが30件で346万5,800円です。地方税法15条の
7の第5項が滞納税を徴収することができないことが明らかであるものが3件で6万8,000円
です。それから、地方税法第18条で5年間行使しないことによる納税義務の消滅が346件、
6,843万9,922円となっております。

以上でございます。

○3番(村木 脩君) その一番最後のやつが一番でっかいわけだ。この間、何もしなかった。

○健康づくり課長(鈴木秀人君) いや、何もしないということはないけれども、夜間徴収とか、当然、資格証明書とかの発行とかして滞納者に来ていただいて、納税計画を立てていただいてやるんですけども、なかなかそういった資格の人は対応にも応対しなくて来ないんです。そういったことであります。

○3番(村木 脩君) 法的な手続を余りしていないということだ。そうすると、内容的にこの人たちはそれをできる状況の人たちではない人たちが多いということですか、生活的に。

○健康づくり課長(鈴木秀人君) 生活的にどうかというのはちょっとあれなんですけれども、この方々については徴収以外に20年から静岡滞納整理機構ができましたので、その移管で、昨年は2件でしたけれども、移管して1件は徴収ができたというような内容であります。

今後も2件じゃなくて、今年度についても積極的に調査しまして、悪質な本当の滞納者については滞納整理機構のほうへ移管していきたいと思っております。

○3番(村木 脩君) その辺が非常に今般の場合に何というんだろう、生活の資産を押さえるとかといっても、家が1軒しかないとかそういう人たちが多いんだろうと思うんだよな。税みたいに悪質な滞納者といって、いろんな所得もあったり、資産もあったりして払わない連中というのが結構いるんだけれども、国保の場合には割かし現実的に見ると生活の厳しい人たちが多。だから、そういう人たちの対応というのは一番難しいんだろうなという気はするんです。だから、そういう人たちをこれからどうしていくのかなという、その辺が今後の課題なのか、静岡の例えば整理機構へやっても取るものも大してない家だと非常に厳しいなという気もするんだよな。

○健康づくり課長(鈴木秀人君) 本当にそのとおりでございまして、滞納整理機構に出すのは、当然1件20万円かかりますので、委託料が、移管料が。だから、その辺はちゃんと精査して、それだけのもとがとれるような滞納者に。ない人にはなかなかその辺は難しいもので、何とか滞納者とアポをとって少しでも納めていただくような形でやっていかなければならないとは思っております。

以上です。

○3番(村木 脩君) これをやって徴収率というのは幾つぐらいになったの。

○健康づくり課長(鈴木秀人君) 20年度の現年度分で収納率が88.51%、前年対比1.23%の減、滞納分で10.06%、前年度対比で0.65%の減、全体で62.11%、全体で4.16%の減となっております。県の平均でいきますと、平成20年度が89.09%でございまして。

○3番（村木 脩君） 88.51という、当初予算を見込んだときに89ぐらいじゃないか。そうするとそこまでまだいかないわけだ、これだと。だから、最低でもその予算を見込んだ数値まで上げていく気がするんだよな。だから、その辺に対してあとの0.49を頑張らないと。それにはもう少し不納欠損しちゃったほうが数値としては追いつくのかなという気もするんだけれども、パーセンテージはな。その辺をどういうふうこれから一つの課題として、94ぐらい見込んでもらうのが一番いいんだろうけれども、そこまでなかなか見込めないんだろうからな。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） 今、収納率の低下については、県下全体がすべて平均でも2.35%ですか、落ちている。その要因としましては、1つには昨年からの大不況です。それから、2点目としては、やはり厳しい雇用環境がありますので、皆さんが国保のほうに今度は加入してくるような、増加してくるような、それを追い打ちをかけるように20年度に後期高齢者医療制度ができました。それについては、国保の老人については当然、納税意識の高い方々がいたんですけれども、後期高齢者へ行ったことによって、すべてその方々がもう収納率がぐんと落ちているんです。それは口座振替でも、今まで50%あったのが37.8%です。12.9%落ち込んだもので、当然口座振込をやっていけば入るわけです、国保税が。そういったことで、すべての市町がかなり落ちております。

うちの落ち率は例年でいきますと少ないほうです。県全体では収納率も昨年19年度より上がっていると言っておかしいですけども、当然下がっているんですけども、上がっているような状態になっているんです。

○3番（村木 脩君） 不況も関係しているんですけども、県下でほかの税の徴収率が上がっているんだよな、うちの町なんかもそうだけれども。そうするとこいつが置いていかれるという可能性のほうが強気がするんだ。結構、今、滞納機構なんかで普通の一般税のほうは厳しい対応をしているもので、そうすると国保のほうがその外部整理機構へ回すまでの金額以下の人が積み重なってくると、逆にこっちのほうは……。だから、町民税のほうも均等割だけの人なんていうよりは、均等割だけという考え方の人のほうがよっぽど高いから、だから、その辺で一般税の徴収率が上がると、こっちへしわ寄せが来る可能性というのが結構あるんだよ。だから、逆に普通の徴収より、おれらのほうが先に行かないとおめえらのほうは後回しにされるという部分が結構あるんじゃないかという気はする。

この辺、熱海なんかからずっと結構もともとワースト記録を持っているようなところが全体的に上がっている、熱海も。それは不納決算をやったりしている部分もあって上がってき

ているんだけど、そういうふうな関係を入れると、こっちへしわ寄せが来るという悪循環もある。だから、全体の税としては大きくなっちゃっているんで、納税者から見ると。町民税なんかは年々下がってくるんだけど、こればかりは下がらないから、その辺にそっちへ先にばーんと行かれると、こっちが割を食う可能性というのは非常に高い。この辺も見解をもって、また徴収に当たらないと……。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） 本当はそのとおりでございます。ただ、うちの町は徴収係と国保の徴収と別々になっているわけです。世帯は財布は一つですもので、どっちが早く行くかとかってそういったこともあるし、また、収納課については専門的なもので、滞納処分等も積極的にやっているわけです。国保についてはやらないわけではない。やはり税でもっているものですから、国保だってやっているんですけれども、なかなか深く入っていけないというか、ほかの仕事も当然ありますので、ですから、昨年は一応預貯金の調査をちょっと入れたものですから、そういったことで。

○3番（村木 脩君） だから、税務課が処分だとか調査をするときに、おめえらと連絡し合って、必ずうちのほうも調査してくれとか、乗っけてくれとか、その辺の連携をもっと密にしていかないと、おめえらが取り残されるということが非常に多くなるんじゃないかなという気がするんだ。だから、その辺もやはり町長からそういう命令を出してもらって、決裁の判こを押すときにここがどうだとか、そういうことを密にやったら、より実現できるのではないか。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） そのとおり連絡を密にしてやっていきたいと思います。

○13番（定居利子君） 今の村木さんとも関連いたすんですけれども、今の不納欠損の件なんですけれども、短期証明、資格証明を持っている方が、例えば病院に急遽かからなきゃならないといったときに、全額負担等で本人とか家族が来て一時的に少し現年度分を払うから、そういう形で国民健康保険の保険証をいただきたいという方が多分あると思うんです。そのときに滞納の方が、例えば4年、5年で滞納額が何十万ある。5年で時効寸前の方たちなんかもいると思うんです、保険証をもらいに来た方が。そうすると現年度分だけ入れてくれ、前の分はいいとかってそういう話をよく聞くんです。担当の方がそういう形で保険証を渡す。そうすると、もう時効寸前のものがあと1年そのままにしておけば5年目の時効になって、現年度分だけ払っていけばいいという形が多分何件かあると思うんです。だけれども、やはり不納欠損をする寸前でも少しずつ入れてもらうような形で、何回か分けて云々という形も聞いていますけれども、例えば収納率を上げるために現年度分だけ先に納めてくれ、前のは

少しずつでもいいですよという話をよく聞くんですけども、やはりそういう形になると、聞いている方、ほかの方たちが、それじゃ滞納していたっていいじゃないか、5年になったら時効になるからという住民がそういう変な解釈をしちゃうと思うんです。だから、その辺をやはりきちっとして、現年度分も入れてもらうけれども、前の滞納の分もきちっと入れてもらうような形をとっていかないと、不納欠損はどんどん、今年の方は払うけれども、その方はもう5年、来年になったら時効の分があるから少なくなるので、そういうことはどうですか。

○健康づくり課国民保険係長（石井尚徳君） 難しい質問ですけども、結局、税務課との絡みもございまして、正直な話、20年度までは現年度中心でした。それで静岡県下の状況も現年度中心です。ですけども、うちの係としましては、新年度から現年度を8割、過年度分、滞繰ですね、20%程度納付という格好で実施していますけれども。

○13番（定居利子君） 徹底していかないと、住民というのは不納欠損といえ、前に払わなかったから今のだけ払っているという方たちがいろいろ吹聴しますので、そうしたら税金で5年たったらペアになるんだねということを、そういう知識しかなくなるから、そこを徹底して収納係もやっていかないと。

それで、不納欠損で一番大きい金額というのは、どれくらいの金額ですか。

○健康づくり課国民保険係長（石井尚徳君） すみません。細かいデータにつきましては、ちょっと持ってこなかったものですから、後ほどすみませんけれども。

○13番（定居利子君） 現在、監査やっていますから、多少は結構聞きにくい点があるんですけども、極力不納欠損にならないようにみんなで手当てして、先ほど村木さんがおっしゃいましたように税務課との連携を、それは去年の監査でも指摘してあると思うんです。税務課との連携をとりながら、収納率を上げていくようにということは、私が監査のときにもそういう指摘もしてあると思うんですけども、頑張ってもらいたいと思います。

○14番（山田直志君） 20年度の国民健康保険というのは、やはり一番大きな問題というのは後期高齢者との関係じゃないかと思うんだよね、さっきも出ていたように。後期高齢者の分は切り離される形です。結局、それでデータの的にもここで世帯でも人員でも大幅な減少が出てきているわけだね。なんだけれども、問題はなんだけれども、さっき課長が言われたように、そこで口座振替なんかのデータ下がってきたりとか、しかし、共同事業交付金で高額医療の部分というのはそんなに変わっていないと。本来、それと医療費全般で考えても逆に増えているわけでしょう。本当はお年寄りの部分が国民健康保険から抜けていく状況の中

ということを見ると、世帯数もいろいろ減って、逆に確かによくその問題になったように年寄りの名義になっているから、国保税の課税対象として見ると、逆にしぼんでしまうという側面があるんだけど、医療の関係からするとお年寄りのところが切り離されて、医療費の部分も相当1人当たりの医療費とかそういうものが下がってくるのかなというふうに思ったんだけど、そうでもないよね。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） 医療費は老人医療会計で医療費を賄うものだから、国保の医療費とは関係ありません。後期高齢者の保険税としては国民健康保険ですから、関連していきますけれども、医療費は全く関係ございませんので。

○14番（山田直志君） そうすると、やはり制度の検討との関係で見ると、やはり滞納の問題と若者のところでの滞納が増加していたり、口座振替いろんなものが落ちているという新たな問題を抱えてしまっているのかなという部分が1つと、あと1人当たりの医療費全般が伸びているということになると、検診のデータもちょっと落ちているよね。がんの補助は増えていたけれども。そうすると総合的に見ると、いわゆる健康づくり活動自体が、これは直接この問題ではないけれども。十分機能していないんじゃないかと。もっと頑張らにやいけないんじゃないかという部分があるんでないかというふうに思うんだけど。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） がん検診については、胃がん、肺がんとか落ちています。それとあと婦人科検診の乳がん、子宮がん、それは昨年より伸びているんです。それと、また20年度から特定健診の関係が出ていますので、それについては当然、特定健診の内容というのは生活習慣病、いわゆる循環器系を予防する健診ですもので、その辺ですぐ効果とかそういうことは出ないでしょうけれども、医療費の抑制にはすぐにはつながらないですけれども、その辺のあれを特定健診の受診率、その後の保健指導を頑張っやっていけば、ある程度、何年か後には医療費が伸びていかないというような状況になるのかなと思うもので、その辺は力を入れていきたいなと思っているんです。

○14番（山田直志君） なるのかなって期待じゃなくて、なるように取り組んでいるという、課長がそのところになるのかなというふうな願望は持っているけれども、やはり手ごたえを感じていないということじゃ困るんだよね。がん検診も確かに女性の関係はあれだよね。子宮がんとか乳がんとか数字的にも見られるけれども、肺がん、胃がん検診というのは対象者も増えてくるわけだし、なかなか状況も大したことはないし、特定健診だって20%ちょいでしょう。そんなまだ褒められた状況じゃないんじゃないかと思うんだよね。

さらに、ほかの健康づくり教室の筋トレも含めていろんなやつも人数的にも変わらないと

言えば変わらないかもしれないけれども、ただ当初15年ぐらいから考えれば、もっとすそ野が広がっていなかったら、健康づくりの効果は出てこないんじゃないかと思うんだよね。効果があるのはいいんだ、効果があるのは、やれば。ただ、そのすそ野が広がっていかないということじゃ、結局、国保やなんかのこと含めて、健康づくりとして結果が出てこないんじゃないかというふうに思うんだけど、どうですか。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） 特定健診については、昨年20%です。また、今年度については、31.25%を目標にしていますので、それに向けて各市町の区長会とか、日程の啓蒙とか、あとヤオハンのスペースを借りて特定健診の啓蒙をしてきましたので、今年度、特定健診については今現在、9月の特定健診を今実施しているところでございますけれども、まだ結果は当然出ていないんですけれども、予約でいきますと約30%前後いくのかなというような期待を持っていますので、その辺で特定健診についてはいいと思うんですけれども、あとアストの介護予防事業、これについては一般高齢者、特定高齢者の関係をやっておりますが、人数的には若干少ないですけれども、今後は特定高齢者の把握をして、より多くの特定高齢者の事業を展開していきたいと思っております。

○健康づくり課介護保険係長（鈴木利昌君） 今、すそ野が広がらないというのは、やはりうちの課でも苦慮しているところで、募集をかけても毎回同じ方が参加を申し込まれてくるとい実態がございます。ただ、同じ方でもやらないよりやっていただいたほうがもちろんいいことであって、どういうふうに広げていくかということで、今、課内でいろいろ話し合いを持ったりしているものですので、その辺はまた今後どういうふうにより多くの方に事業に参加していただけるかを考えていかなければいけない時期かなと思っております。

○11番（八代善行君） 不納欠損額の5年たつとみんなチャラというか、あれになるんだけど、これは毎年同じ人が何回かこういう、制度じゃないけれども、不納欠損に入っている人が何人かいるじゃない。1回で行政的な処分を受けるのではなくて、知能的に何回も受けている、そういうのは調べてありますか。

○健康づくり課国民保険係長（石井尚徳君） 一応、昨年度不納欠損になって、今年も不納欠損の対象者というのはいます。それで国民健康保険につきましては、難しい面がありまして、少しずつ分納されている方がいたり、病状によっては保険証をどうしても出して、新生物とかがんとかそういった方が来た場合に、少額でも保険税を持ってくれば保険証を出さざるを得ないという状況がございます。それで、税務課のほうは単に処分ということができるとかと思っておりますけれども、国民健康保険税につきましては、すっきりと処分することがな

なか難しい面がございます。ですから、そういった面で昨年度も欠損の対象になった人、今年も対象になるという人もいます。

○11番（八代善行君） わかりました。

○3番（村木 脩君） さっきの山田委員さんの特定健診の関係だけれども、おれは医者で3カ月に一遍ぐらいずっとそういう検査をしているんだけど、それを出してくれませんかと言ったんだよ。だから、そういうふうにとこの項目が欲しいんだというものがあれば出しますよという話だった。だから、その辺が今後、医師会を通してそういう病院で検査している人たちの数値も、この特定健診の中へ入れられるということになっていくと、数値は上がってくると思うんだよ。結構、何カ月に一遍とか医者に行っている人は多いんだよな。だから、そういう人たちは医者へ行っているから、おれらはそこで調べているからいいよという人たちも結構いるわけ。だから、そういう人たちをどうやってここの数字の中へ入れられるかということをお医者さんと話し合いをしたりしたときに、その辺を検討してもらおう。この数字が上がらないと思うんだ、おれそういう人たちはもう来ないと思っているから。その辺のやはり一つには視点を変えていかないと、何%まで上げるんだっけ、国の方針。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） 24年までに65%。

○3番（村木 脩君） だから、そういう人たちがいればすぐ10とかは上がってくる数値かもわからない。年くっていると、結構かかっている人たちいると思うんだよ。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） そういった人がかなりいます。特定健診の項目自体が幾つかあるんですけども、その項目をすべて満たす。あと医師の証明が要る。その証明については、当然医師は無料ではないと思うんです。そういったものもクリアしなきゃならないということで、賀茂医師会等もそういったで、今現在はデータは無理なんですけれども、伊東市とかは医療機関による個別の健診になっております。うちの町、県下では賀茂郡と2郡ぐらいしか集団でやっていないんです。うちのほうでも集団だけだと、もう限界もありますので、今後個別というか、賀茂郡でそういった話し合いをして個別でもできるような形の健診ができれば、また、受診率も上がってくると思いますけれども。

○3番（村木 脩君） だから、これを1町だけでやるのも難しければ、賀茂郡でそういう体制をつくって、今、山田委員がやっている病院なんかがあれば、当然そういうものが各町と連携して、そういうふうになっていく可能性もあるんで、その辺をどんどん模索していったほうが、この数値は上げていくのにより設定に近い数値というものが現実には見えてくると思う。20、30ぐらいをちょろちょろしていると、まず上がってこない。だから、その辺の

賀茂郡で国保の何か会合があれば、総会かなんかで、そういうところも一緒になって検討して、市はもうそういうことをやり始めているところも出てきているんだから、何とか郡もそれについていかないと置いていかれちゃうから。その辺の検討をしてもらいたいなということです。これらは町長に対して、町村会その他でもそういう中でもいいから……。

○委員長（飯田桂司君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時16分

○委員長（飯田桂司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

今、3番議員のほうから特定健診の関係で賀茂郡下の状況と今後についてということで、課長のほうからひとつちょっと。

○委員長（飯田桂司君） 暫時休憩。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時16分

○委員長（飯田桂司君） 休憩を閉じ、再開します。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） 今後の特定健診の対策としましては、今現在やっている人間ドックの補助、人間ドックのデータをいただく等、また、今現在集団で特定健診をやっているわけですが、また、町内の医療機関等を使った個別の集団検診等も検討していき、受診率を上げていきたいと思っております。

○委員長（飯田桂司君） 質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 質疑なしと認めます。

以上で歳入全般の質疑を終結いたします。

次に、質疑の対象を歳出全般といたします。

質疑ありませんか。

○3番（村木 脩君） 21ページ、この一般保険の下の療養給付費で4,600万何がしのわけ。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） この内容ですか。

○3番（村木 脩君） 内容もそうだけれども、支出済みが11億1,500万、それでまた不用額が6,000万出ている。そうすると予算の徴収率を89で見て、こっちの支払いをしていくというと89で見なくても金が足りていくと、この辺が。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） 療養給付費につきましては、毎月の医療機関から来る病院関係等の医療費です。これについては、当然前年の実績とかを見て試算します。これについては、当然流動的で1カ月だと1億弱ということで予算計上するんですけども、流動的で例えば1カ月が1億だった場合、翌月が1億2,000万とかって1カ月で変わります。突発的なこともあるし、結局、入院とかの高額なんかはぼんと出たりとか、今回インフルエンザとか、今のところはないですけども、そういったことも見込んだ中で予算の安全率を見て予算計上した結果、今回は医療費が見込みより下がったということで御理解願いたいと思います。

○3番（村木 脩君） そこで安心して89の徴収率で歳入を見込んで、たまたま下がったからいいけれども、通常的にはやはりもっと高い数値を見込んでいないと対応ができてこないんじゃないか。だから、ここで4,600万補正予算で減額しているわけだ。この4,600万の内容もわからないんだけど。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） 当然、予算を1年間見込みます。例えば8カ月とか10カ月きますと、ある程度の医療費はわかってきますので、それに基づいて、また試算をしまして減額している状態でございますので、御理解していただきたいと思います。

○3番（村木 脩君） そして、余ったということで不用額がこんなに出てきたということですか。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） そのとおりでございます。それについては、また翌年度で財源的なものにすると、あと基金に積むのということで、突発的な何かがありましたら、また基金で取り崩して対応するというような形で毎年やっております。

○3番（村木 脩君） それは歳出のほうもいわゆる療養費支払いの関係もやはり、ここで金があればさっきの歳入のほうでは逆にそういう滞納問題、そうすると、こっち側だけ見ると非常にきれいに見えるんだけど、歳入のほうから合わせてくると、そのところに滞納問題というのはやみに隠れていく可能性もあるんで、この辺をもう少しやっていると、どちらかというと先に歳出ありきで試算するわけだ、逆算していくわけだ。というと、このところで逆算していくときに、当然、税のほうも徴収率見込んだりいろんなことで、そし

て税率も決めていかなきゃいけない。そうなったときに、ここの決算の数値で来年度見込んでいくと、また、変わらないというような医療費の改定だとかそういったものがなければ、それでいけるというふうに思います。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） そのとおり、今、村木委員がおっしゃったとおりに、歳出があくまでもとですので、それに対しての税という形でいきますので、来年についてもこのような形で予算計上していくということになる。

それと、20年度については若干、医療制度の改正がありまして、退職医療制度が廃止になったんです。退職医療制度というのがあったんですけれども、65歳から74歳の退職被保険者が一般被保険者に移ったことによって、今まで退職医療制度は退職医療に対して退職基金からの交付金と税で賄って、65歳から74歳は医療費を賄っていたんですけれども、それが一本化になって退職の方についての医療費も一般と社会保険の基金で公平に医療費をやりましようよということで前期高齢者の財政調整制度というのができまして、そこの部分で若干ではありますけれども、余裕が出てきたということが、今回財源的にこれだけ残ったというのはそういったことでございます。

ただ、今後65歳から74歳というところが一番医療がかかる年回りでございますので、それが延びていくと、果たして前期高齢者の交付金の助成制度で大丈夫なのかというのは、先、ちょっと不安なところもありますけれども、この1年目ですもので、かなりその辺で若干の余裕というんですか、できたのかとは思いますが。

○3番（村木 脩君） そういう分析を常時していただかないと、翌年度の予算を立てるときにかなり何というんだらう、不特定な要因が入ってきたりする部分もあるわけだ、インフルエンザだとかそういうものね。だから、そっちの予防も今度は国保のほうでもかなり神経を使ってやっていかないと、これぐらいの数値で回ってくればいいんだけど、これが年度の途中でぼんと出てきたときには、やはり非常に厳しいものがあるので、なるべくそういう不用額が出るぐらいの予算が組めればと思うんだよな。ここのところは常に分析だと思う。いろんなことを細かいことを分析していないと、傾向が出てこない。だから、その辺も物すごく長いけれども、こういった数値で回れるように、極力値上げしないでいければなというふうに、それらも努力をしていたほうがいいなということです。

翌年度につながるから、この会計そのものは単年度方式なんだけれども、やはりこれが来年度の予算をつくる時の一つの目安になってくることは事実です。そこに何か先ほどの要因みたいな退職者の関係があったり、そういうものはある程度、何年続くかわからな

いけれども、その傾向がある。単年度で排除しなければいけない傾向なのかもわからないし、そういう分析というのは常にしてもらいたい。

○委員長（飯田桂司君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 質疑なしと認めます。これをもって議案第55号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第55号 平成20年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書認定についてを採決いたします。本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

当委員会に付託されました議案に対し、委員会のまとめとして附帯決議をすることがありましたら、委員会の総意として委員長報告書に附帯決議として意見を付したいと思えます。意見ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 意見なしと認めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

○委員長（飯田桂司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

○健康づくり課国民健康保険係長（石井尚徳君） 不納欠損の最高額ですけれども、263万

7,500円ですけれども、よろしいですか。

○委員長（飯田桂司君） 次に、本委員会に付託されました議案第56号 平成20年度東伊豆町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の対象を歳入全部といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 質疑なしと認めます。これをもって議案第56号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第56号 平成20年度東伊豆町老人保健医療特別会計歳入歳出決算書認定についてを採決いたします。本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

以上で議案第56号に対する審議はすべて終了いたしました。

当委員会に付託されました議案に対し、委員会のまとめとして附帯決議をすることがありましたら、委員会の総意として委員長報告書に附帯決議として意見を付したいと思えます。意見ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 意見なしと認めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時45分

○委員長（飯田桂司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

今、歳入ということで質疑を終結いたしましたけれども、歳出についてを討論いたします。
歳出について質疑ありましたらお願いします。

質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 質疑なしと認めます。

次に、本委員会に付託されました議案第57号 平成20年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の対象を歳入全部といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 質疑なしと認めます。これをもって歳入全部の質疑を終結いたします。

次に、質疑の対象を歳出全部といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 質疑なしと認めます。これをもって議案第57号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第57号 平成20年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書認定についてを採決いたします。本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

以上で、議案第57号に対する審議はすべて終了いたしました。

当委員会に付託されました議案に対し、委員会のまとめとして附帯決議をすることがありましたら、委員会の総意として委員長報告書に附帯決議として意見を付したいと思います。

意見ありますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(飯田桂司君) 意見なしと認めます。

次に、本委員会に付託されました議案第58号 平成20年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の対象を歳入全部といたします。

質疑ありませんか。

○3番(村木 脩君) 介護保険料の収入未済額というのは徴収できない傾向が多くなってきたのかな。この不納欠損、これらも滞繰の部分で153万2,300出てきているんだけど、この辺についてどうなんだろう、収入未済額というこれからの見通しは。

○健康づくり課介護保険係長(鈴木利昌君) 収入未済額につきましては、本年度、現年度の徴収率が普徴合わせまして96.9%、前年比0.5%の減となっております。19年度が97.4%ということで、若干落ち込んでおります。未収というのは全部普通徴収の方になりますので、当然普通徴収の方というのはどういう方がいらっしゃるかというと、年度途中で65歳になられた方は、最短で半年、最長で1年ぐらいは特別徴収のほうに切りかわりませんので、その間は普通徴収ということになっております。あとは無年金の方、あるいは年金の額が年額18万円以下の方、あるいは年金があっても年金を担保にお金を借りている方につきましては、普通徴収に切りかわりますので、その方たちの徴収に回ってはいるんですが、かなり厳しい状態ということになります。

制度をよく理解していただくということで、毎月、あるいは偶数の年金月には年金の後、御主人が年金があったりする場合もございますので、年金後と2回に分けて夜間徴収等をお伺いして、いろいろ制度についてお話をしているんですが、相互扶助の中でといっても、中には介護保険の満期はいつあるんですかと、満期になったら幾らお金が返ってくるんですかとかという話をされる方もいるぐらいで、なかなかその辺で徴収率を上げていくのは難しい状況です。

○3番(村木 脩君) ということは、96.9なんだけれども、特徴が100とすると普通徴収の徴収率というのはすごい悪いわな。

○健康づくり課介護保険係長(鈴木利昌君) 今年度79.3%で、前年82.3%ですので3%減少しております。

○3番(村木 脩君) 4分の1近い滞納。これからこの数字を毎年押し上げていく可能性と

いうのがあるわけだ。そうすると、その辺のさっき言った啓発は一生懸命やっているんだろうけれども。

○健康づくり課介護保険係長（鈴木利昌君） 介護保険の不納欠損は時効しかありませんもの
ですから、時効が2年というふうになっていまして、その時効になる内容というのがやはり
死亡であったり、よその市町に転出しちゃうと保険料が変わっちゃいますので、その辺です
とか、職権消除とか不明とかということの内訳はあるんですが、2年の中で滞納処分のほう
も死亡ゼロに基づいてはできるというできるといっても、なかなか、ましてやここで普通
徴収で年金がない方というのは滞納処分するもの自体がないからだめというか、ない方もあ
りますし、額的にまた1期3,000円とか4,000円とかというふうになっていますものだから
……。

○3番（村木 脩君） この数字を全体的に見ればどうってことないような数字なのかわから
ないけれども、事普通徴収で考えると非常に高いなと思う。特徴徴収率、先ほどの後期高齢
者のほうに特徴で死亡とかで滞納が出ると、たまたまそういうケースがあるんだろうけれど
も、普通徴収の場合には本当に困ったもので、ほとんどが年金に入っていない人たちか。そ
んな数値がまだもっと出てくるのか、これから。保険に入らない数値。

○健康づくり課介護保険係長（鈴木利昌君） 年金のない方は今後もずっとない状態が続くも
のですから、かなり厳しい状態。

それと、滞納繰越分につきましては、徴収は古いものから順次お願いしているものでは
から、少しでも入れていただければそこで時効がとまりますので、そういう形で滞繰分につ
きましては、20年度は21%、19年度は21.8%と若干落ちていますが、滞繰分から徴収という形
をとっております。

ただ、ない方につきましては、非常に難しい部分がありまして、あと介護の場合には認定
を申請した場合に、過去10年間の不納欠損を見るものですから、この不納欠損の期間におい
て給付のほうは9割じゃなくて、本人負担が1割から3割に上がるというような形にはなっ
ております。

○3番（村木 脩君） こういう人たちに対する救済制度みたいなものは全然ないわけですか。
国保なんかではあるわけだ。そういうものはこれは全くないわけ、介護保険は。

○健康づくり課参事（烏澤 勇君） 救済というのは減免とかそういうものの内容ではあるん
ですけども、事介護の場合は減免とかということはほとんどないので。それから、あと先
ほど言った不納欠損のほうも時効しかないもので、死亡されていても2年間置いて不納欠損し

てしまう。それから、特別徴収のほうは不納欠損になるものはないんです、還付等してありますもので。還付もあるし……。

○健康づくり課介護保険係長（鈴木利昌君） 減免というのは、災害あるいは主な働き手の方がお亡くなりになったという場合には、町長が認めるものというものがございますが、あと独自減免というのがやっているところもあるんですが、郡内でうちと西伊豆でしたか、県内ですとやっていないところは少ないんですが、全国的に見るとやっているところが3割、やっていないところが7割。これはどういうことかといいますと、ある人を減免すると、その人を安くした分だけ保険料はほかの人たちが結局持たなければいけなくなる。保険料はあくまでも給付の20%というふうに決まっていますので、どこかを安くするとどこかの人たちがその分上がるという形になります。

○3番（村木 脩君） 後期高齢者になって保険も入ってなくて、収入なんてほとんどない人ばかりになってくるわけだ。そうなったときに、やはりそういう救済措置がどこかにないと、その人たちはあとは生活保護にいくか。むしろ、そうなってくれたほうがおめらにとってはいいんだけども、どこかでそのところのやはり学校だと授業があったりいろいろあるんだけども、ここだってやはり生活保護までいかないまでも、何かそういうものがないと、生活そのものが成り立たなくなる可能性がある。

○健康づくり課介護保険係長（鈴木利昌君） 一応、保険料の段階的には2段階、年金収入80万円以下の方につきましては、生活保護と同じ額に一応設定はされてはいるんですが、それ以上下げるということになりますと、生活保護より安いということになっちゃうものですから、その辺はなかなか。

○11番（八代善行君） 今、何人ぐらいいるんですか、町内に。何%ぐらい。

○健康づくり課参事（鳥澤 勇君） 不納欠損は50人です。国保と同じように一番切った金額の大きい不納欠損は10万1,000円です。単年度の金額じゃないので、分納等をしていて2年以上前の分納、計画的に分納していたんですけども、亡くなったりした形で不納欠損になったというのがありますので、まとまっちゃうと10万1,000円が一番多いです。

○委員長（飯田桂司君） 質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 質疑なしと認めます。これをもって歳入全部の質疑を終結いたします。

次に、質疑の対象を歳出全部といたします。

質疑ありませんか。

○3番（村木 脩君） 16ページの介護認定の審査会の負担金というのが46万だけれども、そして、その下に今度、認定調査等のところに主治医の意見というのが316万7,000円というのがあるんです。ここのお医者さんの役割分担というのはどういう、そっちの介護認定のほう、主治医さんの役割の違い。

○健康づくり課参事（鳥澤 勇君） 認定審査会のほうは郡で認定審査会をやっております、そこのほうから推選で河津うちのほうが合議体でやっていますので、そこで医者が4人、河津の先生が2人、東伊豆の先生が2人、あとは委員の人がいますけれども、医者の方はその割合で介護度のほうの判定をしてもらっています。

それから、主治医意見書のほうは介護認定を申請した場合のときに主治医意見書をつけることになっていますもので、それがこの主治医意見書の料金になります。これは申請してきた人の主治医を聞いて、こちらから主治医意見書を提出してもらおうという形になりますので、こちらからお金を払ってもらっています。

以上です。

○健康づくり課介護保険係長（鈴木利昌君） 賀茂郡は3合議体ありまして、東伊豆、河津に関しては1合議体、南伊豆が単独で第2合議体、松崎と西伊豆が第3合議体ということで、各合議体に医師4名、保健、医療、福祉の部分から2名ずつ出させていただいております。そこで全郡下の1年間の審査会にかけた件数分の東伊豆町の分ということで、審査の回数ですとか、あるいは出張とか全部含めた諸費用をそれで割る形になっておりまして、報告されることになっております。

それで、主治医意見書というのは、この審査会にかける資料というのは、うちのほうの職員が行って訪問調査と、それから主治医意見書という資料を取り寄せまして、それをコンピューターに入れまして、コンピューターのものど訪問調査員が言った特記事項と主治医意見書の先生が書いたものをつけまして、委員さんたちが介護度を判定するというので、主治医意見書につきましては、在宅の新規ですと4,200円、更新ですと3,100円とか、その施設の入所がいくらだとか全部決まりがありますので、それに従いまして請求していただいています。

○委員長（飯田桂司君） 質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 質疑なしと認めます。これをもって議案第58号に対する質疑を終結

いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(飯田桂司君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第58号 平成20年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算書認定についてを採決いたします。本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(飯田桂司君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

以上で議案第58号に対する審議はすべて終了いたしました。

当委員会に付託されました議案に対し、委員会のまとめとして附帯決議をすることがありましたら、委員会の総意として委員長報告書に附帯決議として意見を付したいと思えます。意見ありますか。

○14番(山田直志君) 先ほど3番から出た、普通徴収の方の低額者の問題というのは非常に大きい問題なので、減免という形がいいのか、いろんなやはり対策は考えていかなきゃならない問題だと思うので、結果的にそれは今度介護を受けられないということになってくるということの問題点があるんじゃないかと思うのが1つ。もう一つは、介護の問題も、やはり本当に市町村でやっているということは非常にゆがみが多くて、格差が出てくる問題だと思うので、今後、やはり国・県に対しても、こうした介護保険のあり方について抜本的な見直しを要望していく必要があるんじゃないかなと。今の東伊豆町というところで、これからの介護保険をもっていくというのは、本当にちょっと無理だなという感じが私はしましたので、そういうところはつけたほうがよろしいんじゃないかなと思います。

(「ちょっと休憩していただけますか」の声あり)

○委員長(飯田桂司君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時14分

○委員長（飯田桂司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

今、附帯決議ということで14番のほうからありましたけれども、それについては附帯決議として上げていきたいと思いますが、御異議ありますか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 以上で本委員会に付託されました案件の審議はすべて終了いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時16分

○委員長（飯田桂司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

本日はこれにて本委員会を延会といたします。

なお、委員長報告につきましては、9月25日午前9時30分より検討いたしたいと思いますので、よろしく御出席をお願いいたします。

御苦労さまでした。

延会 午前11時16分

平成 2 1 年

特別会計決算審査特別委員会記録

平成 2 1 年 9 月 2 5 日

東伊豆町議会

特別会計決算審査特別委員会（第3日目）記録

平成21年9月25日（金）午前9時30分開会

出席委員（5名）

2番	飯田桂司君	3番	村木脩君
7番	西村弘佐君	11番	八代善行君
14番	山田直志君		

欠席委員（1名）

13番 定居利子君

その他出席者（なし）

当局出席者（なし）

議会事務局

書 記 中山美穂子 君

開会 午前 9時30分

○委員長（飯田桂司君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は5名で、委員定数の半数に達しております。

よって、特別会計決算審査特別委員会は成立いたしましたので、開会いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、決算審査に伴う委員長報告書の検討についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時30分

再開 午前 9時49分

○委員長（飯田桂司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

委員長報告について訂正及び追加等はありませんか。

○3番（村木 脩君） 3ページの下から4行目を消してもらいたいと思います。それで管理者にその下の下、減免なのかな、減額免除、減額の申し出があるということに対する、その辺がちょっと。

それで、頭のほうの健診、これが健康の健の字の健を使っている。最近、予算書なんか見ると。その字があるのかな。だから、この健診でいいのか、もうちょっと確かめてくれないか。おれなんか予算書を見てそんな字が使っている、何だろうなと思って。

（「健診の健はこれだよな、普通これなんだよ」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前 9時57分

○委員長（飯田桂司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

何かほかに訂正、どこかありましたらお願いします。

ありますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(飯田桂司君) なしと認めます。

これをもって特別会計決算審査特別委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(飯田桂司君) 御異議なしと認めます。

よって、特別会計決算審査特別委員会を閉会することに決しました。

これにて特別会計決算審査委員会を閉会といたします。

御苦労さまでした。ありがとうございました。

閉会 午前 9時57分